

3 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

◆審査事項「高齢者の介護・医療について」

Q 柳下委員

1 介護保険制度の創設後12年が経過したが、その間、度々介護報酬が改定され、現場では、手續が変わって付いていけないなどの声がある中で、実際には、変化に合わせて体制を整えなければならない。

今度の改正案は、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組、2025年を意識した取組になっていくものと考えるが、これまでのことを県として検証しているか。

2 医療・福祉の連携問題については、高齢者の介護の問題、福祉の問題に象徴的に表れていると思う。

老健（介護老人保健施設のこと。以下同じ。）に入っていて、在宅に戻れない方で、老健に長く居ざるを得なかつたり、末期がん患者で治療できないため退院を求められた方は、行くあてがない。そういう方は老健を転々としながら、特養（特別養護老人ホームのこと。以下同じ。）に入る人もいるし、特養がいっぱい入れないという人もいる。

まずは特養を整備していく上で、5か年計画の目標数を造れるのか。待機者の解消の見通し、現在の待機者はどれくらいなのか。

3 地域包括ケアシステムになるとマンパワーが必要。マンパワーを確保するためには、若者が待遇面や労働環境の問題で辞めていく問題がある。

定着率を高めるために県はどういう努力をしているのか。

4 昨年度、全国で、介護と看護の連携による24時間定期巡回・隨時対応型訪問介護サービスのモデル事業が実施され、本県も取り組んだところである。その結果から県として学んだものは何か。

現状と見通しとして、事業者がこれに取り組

2012年7月4日

もうとしても、実際には踏み切れない問題がありあると聞いているが、どうか。

5 小規模多機能型居宅介護事業所は、地域包括ケアシステムの基盤強化を実現するために拠点施設として非常に大事である。

今後の全県的な構築について、どのように考えているか。

自治体として市町村として実態調査を行うようにしたとのことで、それに基づく様々な計画が出されていると思うが、その中で、小規模多機能居宅型介護事業所というのは、どのようになっているのか。

A 高齢介護課長

1 介護報酬の改定に伴う問題への県の検証については、現場の意見を聴きながら、必要に応じて国に要望等を行ってきたところである。

今回の改定に当たっても、処遇改善が必要ということで処遇改善交付金の介護報酬への組入れ等の要望を行ってきた。

2 医療と福祉の連携の視点から、特別養護老人ホームを5か年計画における目標数値のとおり造れるかについては、今年度、特別養護老人ホームの整備目標数、各市町村・事業者からの相談等の状況を見ていると、かなり整備の意欲が高い状況にある。

各市町村においても、元々、各市町村の介護保険事業計画の中で必要数を見込んでいるところであり、積極的な整備をしていきたいという声もあるので、市町村と積極的な連携をしながら引き続き計画的な整備を進めてまいりたい。

待機者数については、昨年の調査時点ではあるが、約1万5千人余りの特養入所希望者がいることが確認されている。2年に一度の調査であるが、前回の調査に比べて、若干増加している。今回第5期の介護保険事業計画の策定に当たっては、そういったことを考慮しながら、特

別養護老人ホームの整備を促進していく、希望されている方が可能な限りスムーズに入所できる介護基盤の整備を進めていくということを一つの考え方として目標数の設定をしてきたところである。

A 社会福祉課長

3 介護職員の定着率について、離職率を見ると、埼玉県介護職種は、平成20年度は23.8%だったが、22年度は若干改善して18.4%になっている。全職種を埼玉県で見ると18.8%なので、全職種との比較で若干低く、少し改善はしているが、離職率は相変わらず高いものと考えている。

定着率を高めるためには、基本的には給与・待遇の改善が必要だが、異なる離職理由として、相談相手がないということを現場の声として伺う。

それに対する取組としては、複数事業所連携で小規模な事業所がグループを作り共同で研修を行っている。これで顔見知りとなり相談相手ができたということで、その事業所の人たちが随分仕事のやる気やモチベーションが高くなつたと聞いている。23年度実績では28グループ、事業所は258事業所、延べ参加人数5,718人が友達を作り相談相手を作ったという事業がある。

A 高齢介護課長

4 昨年度実施した国のモデル事業では、サービスを利用した在宅要介護者から、「生活の安心感が増した」、「定期的な訪問で規則正しい生活になり、体調が安定した」などの感想が寄せられた。一方で、夜間等に必要な人材の確保が難しいこと、また、都市部以外の地域では要介護者が散在していることから、事業展開が難しいなどの課題が挙げられた。

今年度は県単独事業として、新たに事業を実施する市町村に、事業の立ち上げ等に要する経費を補助しながら、その課題や事業の実施効果

などについて、市町村や事業者とともに検証する予定である。

5 各市町村では、それぞれの生活圏域ごとの高齢者の要介護ニーズ調査に基づき、今回の第5期の介護保険の事業計画を策定している。現在、県内では、小規模多機能型居宅介護事業所は72の施設があり、定員数は1,719人となっている。

しかし、こちらの調査では、実際の利用者は定員数より若干少ない960人の報告をいただいている。

各市町村では、各生活圏域ごとに小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、身近なところで訪問と泊まりとデイサービスが同じ職員の馴染みの関係の中でサービスを提供していくことで計画をしている。こうしたことについては、国の補助事業等を活用しながら、支援をしながら市町村と一緒に事業所の整備の促進を図っていきたいと考えている。

Q 柳下委員

2 特養について、待機者が1万5千人ということで、特養に入れないので老健に入っている方も多いと思う。実際に、県が許可権者になっている大規模な施設を作ろうという場合はうまくいつているが、小規模な施設の設置許可申請を市町村に出すとなかなか許可が得られないというような声も聞く。そういう点で、大小合わせて、もっと整備していくことについて、県は実態をつかんでいるのか。

また、特養待機者の1万5千人の希望者が全部入れるのはいつをめどに考えているのか。

4 定期・巡回隨時対応サービスの創設ということで、埼玉県としては、現在、申請をしている事業者は何件ぐらいあるのか。全国の比率も含めてどれくらいなのか。

A 高齢介護課長

2 特別養護老人ホームの整備については、定員が29人以下の小規模のものについては、地域

密着型サービスということで、市町村が事業所の指定・整備を進めている。私どもが聞いているところでは、小規模だと経営効率等が大規模なものに比べて厳しいので、市町村が必要と考えて整備を予定しても、なかなか事業者の希望が上がってこないことが多いと聞いている。委員御指摘のように、逆に市町村が希望してもできない、ということがあるのかもしれない、そういう点については、今後とも、市町村と連携を図りながら、必要な特別養護老人ホームの整備は進めて行かなければならぬと思っていて、小規模施設が整備できない場合には、その予定していた部分について広域型の定員に振り替える等の運用等も行いながら、市町村と連携を図っていきたい。

次に1万5千人の特養待機者が解消できるのかについて、要介護1から5まで、時期を特定しないで希望者も含めている数である。入所の必要性が高い要介護4・5ですぐ入所したいというのは4千8百人余りである。こうした方を中心に特養の入所が可能となるよう計画的な整備は進めてまいりが、やはり施設だけで全ての重度の介護者の介護を担っていくのは難しい状況にある。そのため、今年新設された、定期・巡回・随時対応サービス等、様々なサービスを普及・促進しながら、在宅でも生活できるような体制、あるいは介護付有料老人ホームや老人保健施設など、要介護者の状態や希望に応じて選択ができるような多様な施設整備を図っていきたいと考えている。

4 24時間定期巡回・随時対応サービスの本年度の県内における業者の見込みは、県内では今年度中に10余りの市町村で整備することで計画している。

全国については、国の調査で4月末現在で保険者で27保険者が実施している。

Q 柳下委員

4 定期・巡回・随時対応サービスだが、実施しているのが全国でも27保険者というのは、極端

に少ないと思う。埼玉県としては、モデル事業として2か所で実施したと聞いている。県としては、特養入所者と、2025年に団塊世代が高齢期を迎える大変な状況になることを踏まえて、地域の24時間のこうした制度を作っていくということだと思う。しかし、介護施設も足りない、あるいは病院からは3か月で追い出される、そうなったときに、安心して入院しているのと同じ状態で、連絡したら必要なだけ来てくれるという体制を、県としては、事業者に関わってくるように、また申請するようにどのように徹底してきたのか。

実際には、一体型事業所と連携型事業所があると思うが、介護も訪問看護もやっているから、同じ施設から人が来てくれれば、受け手としては安心できることがあると思う。

また、訪問看護をやっていないところでは、介護と訪問看護をやっているところとの連携が必要だと思う。

本当に具体的に成功させていくためには、事業者は利害環境はみな違うから、医療もあって、介護関係もあるので、県が相当なイニシアチブを持って、市町村と連携協力して、やっていかなければ進まないと思う。

実際これに向けては、人が足りないという問題があると思う。そのため、新卒者の採用を多くして、体制を整えて、新しい改定に対応していくと頑張っているところもある。私も職員の研修会に出席したことがあるが、実際には、いろいろ戸惑っているのが、実態としてあると思う。その点について、きめ細かい指導や援助を、そして、県としての体制もしっかり取っていく必要があると思うがどう考えているか。

A 高齢介護課長

4 24時間定期・巡回・随時対応サービスについては、まず市町村で計画しながら整備を進めていくことが前提になる。市町村では現在、実際にサービスを提供しているところが、なかなか身近な所にない状況にある。利用者にとっても、

市町村にとっても、サービスが浸透していないために、どの程度の利用があるのかを見込めない。併せて、そういう事情もあって、事業者からの希望がなかなか出てこないというのが実態と聞いている。

一方、事業者においては、様々な初期投資に相当な経費がかかり、委員御指摘のとおり、人の確保もなかなか容易ではない。

手を挙げられない最大の原因としては、需要が見込めないので、採算性について判断の不安があると聞いている。

県では、昨年国のモデル事業を実施した志木市・久喜市においては、今年4月から実際にサービスを実施しているので、こうした実施状況を細かくヒアリングしたりしながら課題等について把握していく。また併せて、今年度県内3市町村をモデルに指定して立ち上げに係る運営上の課題などをどうやって解決したらいいかということを事業者・市町村と一緒にになって検討していきたい。

こうした検討の中で明らかになった課題、あるいはその解決方策等を広く市町村、あるいはケープランを作成するケアマネージャーの方が

サービスに組み入れていくことが、実際のサービスにつなげる上で非常に重要になるので、そういう介護事業者・関係事業者への研修等で24時間随時・対応サービスの中身・効果等について検証しながら普及を図っていきたい。

Q 柳下委員

4 最後に、このような新しいシステム、事業者や市町村との連携強化などの担当の体制はどうなのか。

A 高齢介護課長

4 市町村に対する働きかけについては、本年度から、新たに課内に担当グループを設置して、今年度、このサービスの導入を予定している市町村へのヒアリング、あるいは、24時間随時対応型の訪問介護等をやっている事業者等へのヒアリング等を通じて、働きかけを行ってきていく。引き続き、そのグループを中心にしながら、県としては市町村の状況を把握しながら、積極的な支援を継続していきたいと考えている。